

○ 平成20年度行政コスト計算財務書類の作成について

1. 作成の根拠

財政制度等審議会の報告書に基づく平成13年6月19日付財計第1635号「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針について」（通達）に拠る。

2. 作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類である。民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類で、通常コストとして認識されない、政府出資金等に係る機会費用についてもコストとして認識する。

3. 行政コスト計算書の体系（以下の計算書類体系を「行政コスト計算財務書類」という。）

・行政コスト計算書

（添付）

- ・民間企業仮定貸借対照表（以下、「仮定貸借対照表」という。）
- ・民間企業仮定損益計算書（以下、「仮定損益計算書」という。）
- ・キャッシュ・フロー計算書
- ・民間企業仮定株主資本等変動計算書
- ・附属明細書

4. 行政コスト計算書の作成手順等

(1) 現在作成している財務諸表の修正

現行の貸借対照表、損益計算書について、民間企業として活動しているとの仮定にたって企業会計原則に準拠した会計処理に則って修正を行い、仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成する。

(2) 機会費用の加算

仮定損益計算書に計上された費用（損失）から、自己収入を控除し、これに政府からの出資・無利子貸付金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出する。

